

平成15年7月17日開催全国知事会議決定事項

日本地方自治憲章の制定に向けてのアピール

地方分権の基本は、地域住民のため、地方自治体が自らの責務を全うできる体制を築くことであり、国と地方のあり方を「中央集権画一型」から「地域の独自性が発揮できる住民主導の自己責任型システム」に根本から転換していくことである。

しかし、現在、政府の行おうとしている地方分権改革は、国の財源不足を解消するための手段として三位一体改革を行おうとするかの感があり、国と地方はかくあるべきという理念、哲学を欠いたままに進められようとしている。本来、地方分権改革は、国と地方の有るべき姿を明確に描いた上で、住民に身近な地方自治体が、自主的、自立的に、地域のことは自ら考え、自ら行動しうる仕組みを築いていくものであるべきである。

こうした国と地方の有るべき姿、理念を明確にした「国際標準」としては、既に、「近接・補完の原理」を取り入れた「ヨーロッパ地方自治憲章」、「世界地方自治憲章（案）」が存在する。

そこで、この際、これらを参考としながら、地方自治のあるべき理念、原則を積極的に宣言していくため、地方自治体自らの手による「日本地方自治憲章」を制定することとする。

「日本地方自治憲章」は、国の関与無く、地方自治体自らが決定すべきものであり、このため、次の手続を経て制定するものとする。

- 一 全国知事会の各地方知事会においてそれぞれ「日本地方自治憲章」の案を作成し、地方知事会間の調整を行った上で、全国知事会案として、来年の全国知事会議で決定するものとする。
- 二 全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会にも呼び掛け、「日本地方自治憲章」の制定について賛同を求めるとともに、最終的には地方六団体の合意により正式に「日本地方自治憲章」を制定することを目指す。

一方、国に対しては、「日本地方自治憲章」の趣旨を踏まえた「世界地方自治憲章」の国際連合等における採択に向け、積極的な働きかけを要請するものである。

以上、全国知事会として決定し、アピールする。

平成15年7月17日